

島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画:その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備)

| No. | 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | 差異内容 | 差異理由 | 備考 |
|-----|-----------|---|-----------|--|---|----|
| 1 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-1 | 先行審査プラントでは、「相」について”3”と記載しているが、島根2号機では”三相(交流)”と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |
| 2 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-3 | 発電機の保護継電装置の名称について、先行審査プラントでは、発電機、発電機(保護継電装置)、島根2号機は保護継電装置と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |
| 3 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-4 | モニタリングポスト用発電機について、先行審査プラントでは、使用箇所及び取付方法等の記載があるが、島根2号機には記載がない。 | 登録施設区分の差異であり、島根2号機では、モニタリングポスト用発電機について、主発電機と同様に【常用電源】の発電機で整理しており、別表第二上、使用箇所及び取付方法等の記載項目がない。先行審査プラントのモニタリングポスト用発電機は、SAで使用するため【非常用電源】の内燃機関に係る発電機として登録しているため、要目表の記載項目に使用箇所及び取付方法等の記載がある。 | |
| 4 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-4 | 先行審査プラントでは、「相」について”3”と記載しているが、島根2号機では”单相(交流)”と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |
| 5 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-4 | モニタリングポスト用発電機の励磁装置の名称について、先行審査プラントでは、モニタリングポスト用発電機用励磁装置、島根2号機は励磁装置と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |
| 6 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-4 | モニタリングポスト用発電機の励磁装置について、先行審査プラントでは、使用箇所及び取付方法等の記載があるが、島根2号機には記載がない。 | 登録施設区分の差異であり、島根2号機では、モニタリングポスト用発電機について、主発電機と同様に【常用電源】の発電機で整理しており、別表第二上、使用箇所及び取付方法等の記載項目がない。先行審査プラントのモニタリングポスト用発電機は、SAで使用するため【非常用電源】の内燃機関に係る発電機として登録しているため、要目表の記載項目に使用箇所及び取付方法等の記載がある。 | |
| 7 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-5 | モニタリングポスト用発電機の保護継電装置の名称について、先行審査プラントでは、モニタリングポスト用発電機用保護継電装置、島根2号機は保護継電装置と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |
| 8 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-5 | 原動機との連結方法の表の項目名称について、先行審査プラントでは、原動機との連結方法、島根2号機は連結方法と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |

| No. | 図書番号 | 図書名称 | 該当頁 | 差異内容 | 差異理由 | 備考 |
|-----|-------------|--|-----------|--|---------------------------|----|
| 9 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-6 | 先行審査プラントでは、「相」について”3”と記載しているが、島根2号機では”三相(交流)”と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |
| 10 | NS2-本-010 | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文) | P.8.2-1-9 | 220kV送電線用遮断器(1, 2, 3号機共用)の保護継電装置について、先行審査プラントでは、線路用500kV遮断器、線路用275kV遮断器(保護継電装置)、島根2号機は保護継電装置と記載している。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |
| 11 | NS2-本-010-A | 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(設備リスト) | P.8.2-2-8 | 発電機の前動機との連結方法について、先行審査プラントでは、*2設計基準対象施設として使用する。の記載があるが、島根2号機には記載がない。 | 記載方針の相違 (自明であり記載していない) | |